

条件等	現況引き渡しとし、現所有者は修繕費等を一切負担しません、引き渡し後の売主責任の免除特約を契約時に設定します、譲渡契約書作成や所有権移転登記等に要する費用は譲受人負担となります、敷地内に電柱があるため電柱敷地料として収入あり
-----	---